

若年者納付猶予制度について

平成12年4月から学生納付特例制度が創設されたが、学生でない若年者については、本人の所得が低くても収入のある親と同居している場合には保険料免除の対象となっていなかった。そこで、平成16年の年金制度改正において、このような若年者が将来無年金・低年金となることを防止するため、平成17年4月から、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得が一定以下の場合には保険料納付を猶予し、負担できることとなった時点で保険料を追納できる仕組みを導入した（10年間の時限措置）。

1. 対象者

30才未満の第1号被保険者であって、本人及び配偶者の前年の所得が基準額（全額免除基準と同額）以下である者（世帯主の所得は判断の対象外）

（参考）所得（収入）の目安

世帯構成	平成18年度基準
4人世帯（夫婦・子2人）	162万円（258万円）
2人世帯（夫婦のみ）	92万円（157万円）
単身世帯	57万円（122万円）

※（ ）内は給与所得者の年収ベース

2. 基礎年金との関係

- (1) 老齢基礎年金 納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが、年金額の計算には反映されない（カラ期間）
- (2) 障害基礎年金等 納付猶予期間中に障害となったり、死亡した場合は、障害基礎年金又は遺族基礎年金を支給

3. 申請方法等

- (1) 住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請書に必要書類を添えて申請（毎年度申請が必要。ただし、あらかじめ翌年度以降も若年者納付猶予を申請することを申し出た場合は不要）
- (2) 承認される期間は、申請した年度の7月から翌年度の6月まで（申請した日が4月から6月の場合は前年度の7月から申請した年度の6月まで）

4. 追納

納付猶予期間については、10年以内であれば保険料の追納が可能。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額を加算

5. 若年者納付猶予者数

平成18年3月末現在 34万人

多段階免除制度について

1. 趣 旨

- 平成16年の年金制度改正により、保険料を納付しやすい環境整備を図る観点から、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな所得基準を設定した多段階免除制度を導入。

2. 多段階免除制度の内容（平成18年7月1日施行）

- 現行の全額免除と半額免除の2段階に4分の1免除及び4分の3免除の2段階を加え4段階とする。

(平成18年6月まで)	(平成18年7月から)	(所得基準)	(将来の年金額) (国庫負担1/2の場合)								
<table border="1"> <tr><td>非免除</td></tr> <tr><td>半額免除</td></tr> <tr><td>全額免除</td></tr> </table>	非免除	半額免除	全額免除	<table border="1"> <tr><td>非免除</td></tr> <tr><td>1/4免除</td></tr> <tr><td>半額免除</td></tr> <tr><td>3/4免除</td></tr> <tr><td>全額免除</td></tr> </table>	非免除	1/4免除	半額免除	3/4免除	全額免除	<ul style="list-style-type: none"> 158万円（+各種控除）超 158万円（+各種控除）以下 118万円（+各種控除）以下 78万円（+各種控除）以下 57万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 10/10 7/8 3/4 5/8 1/2
	非免除										
	半額免除										
	全額免除										
非免除											
1/4免除											
半額免除											
3/4免除											
全額免除											

※所得額は単身者の場合

学生納付特例制度について

20歳以上の学生については、平成3年度から国民年金が強制適用となり、保険料納付は親元世帯の所得を考慮する学生免除基準が適用されていた。しかし、学費や仕送りで負担の多い時期に国民年金保険料まで親が負担するのは経済的に大変といった意見等を踏まえ、平成12年4月から学生本人の所得が一定額以下の場合については、学生時代には保険料の納付を要せず、社会人になってから保険料が納付できる仕組みを導入した。

1. 対象者

大学（大学院）、短大、高校、高専、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る。）等に在学（夜間・定時制課程、通信課程も含む。）する20歳以上の学生であって、本人の前年の所得が所得基準額以下である者

（参考）所得（収入）の目安

世帯構成	平成18年度基準
4人世帯（夫婦・子2人）	282万円（420万円）
2人世帯（夫婦のみ）	195万円（304万円）
単身世帯	141万円（227万円）

※（ ）内は給与所得者の年収ベース

2. 基礎年金との関係

- (1) 老齢基礎年金 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが、年金額の計算には反映されない（カラ期間）
- (2) 障害基礎年金等 学生納付特例期間中に障害となったり、死亡した場合は、障害基礎年金又は遺族基礎年金を支給

3. 申請方法等

- (1) 住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請書に必要書類を添えて申請（毎年度申請が必要）
- (2) 承認される期間は、申請した年度の4月から3月まで

4. 追納

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料の追納が可能。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額を加算

5. 学生納付特例者数(年度末現在)

(平成13年度)148万人 (平成14年度)154万人 (平成15年度)168万人 (平成16年度)173万人 (平成17年度)176万人

年金制度を理解していただくための取組（広報）

1 意義・目的

年金制度の安定的な運営を図るために、国民が年金制度に抱いている漠然とした不信感を払拭し、年金制度に対する信頼を醸成することが急務。

2 現状の年金広報の概要

年金広報の主な活動展開

- ・ わかりやすい年金制度の説明（COMIC公的年金の配布）
- ・ 秋の年金週間や年度末の集中広報において新聞等を中心とした広報を展開
- ・ チラシ等を作成し、通知書類に同封、戸別配布することによる広報を展開
- ・ 市区町村等が発行する機関誌への広告掲載依頼及び記者クラブ等への情報提供
- ・ 社会保険庁ホームページでの広報

3 新たな取組

- 統一的な広報素材を作成して、より効果的・効率的な広報を行うこととし、平成17年度においては、
 - ・ 国民年金の実力、安心、お得などの訴求ポイントを解説した「総合パンフレット（国民年金って実は・・・）」
 - ・ 被保険者の個々の関心事項に適確に応えられる「目的別チラシ」（数種類）を作成して、年金制度を理解していただくための取組を推進。
- 今後の展開としては、上記「総合パンフレット」等を基として、
 - ・ 年金制度を分かりやすく解説した「年金ネット番組」を社会保険庁ホームページから配信（平成18年4月）
 - ・ 社会保険庁ホームページに「キッズページ」を作成（平成18年度）
 - ・ 全国統一で使用する「年金被保険者のしおり」を作成して、年金手帳に同封することを検討（平成19年度）等の取組を行うこととしている。

4 実施内容（平成17年度）

月	広報契機等	広報の手法及び広報媒体	広報テーマ
17年 4月		○国民年金保険料納付案内書同封用チラシ	・前納及び口座振替の勧奨 ・保険料改定の周知
7月	○免除申請	○国民年金保険料納付案内書（前年免除者）同封用チラシ	・免除申請の勧奨
8月		○納入告知書（事業主）同封チラシ	・厚生年金保険料改定の事前周知
9月	○厚生年金保険料率の改定		
10月		○納入告知書（事業主）同封チラシ 秋の年金広報 ・新聞5段広告 ・若者向け雑誌、タウン情報誌への広告掲載 など	・年末調整で必要となる国民年金の社会保険料控除証明書の発行に係る周知 秋の年金広報（年金週間 11/6～11/12） ・社会保険料控除証明書の発行の周知 ・ねんきんダイヤル導入の周知 ・年金制度の基礎的事項に係る周知
11月	○社会保険料控除証明書の発行 ○年金週間		
18年 1月	○翌年度の国民年金保険料額及び前年割引の確定		
2月			
3月		年度末の年金広報 ・新聞5段広告 ・地域情報紙（リビング紙）への広告掲載 など ○各学校・市町村窓口への配布用リーフレット・ポスター	年度末の年金広報 ・口座振替での前納の勧奨 ・国民年金保険料額改定の事前周知 ・制度改正事項の広報 ・学生納付特例制度の周知

※ 主な実施内容であり、社会保険庁ホームページでの広報や市区町村広報誌（紙）への広告掲載依頼等は記載していない

※ 新たな取組（「総合パンフレット」等の作成）は除いている

※ 2月以降については、現時点の計画内容を記載している

年金教育の推進について

1 意義・目的

○公的年金制度の基本理念である「世代と世代の支え合い」の考え方について、とかく年金に対する意識が低くなりがちな若年層を中心に国民各層の幅広い理解を得ることが、将来に向けての制度の安定的な運営を図るうえで不可欠。このため、これからの年金制度を担う生徒に対して公的年金制度の仕組み、基本理念を正しく理解してもらうべく、学校教育の場における年金教育を推進。

2 実施内容

- ①中学・高等学校の社会科等の担当教員を対象に「年金セミナー」を開催し、
 - ・公的年金の意義・役割等について社会科の授業で取り上げてもらうこと
 - ・生徒に対する「年金セミナー」を実施させてもらうことを要請。また、「年金セミナー」実施のための教材として生徒用副読本を配付。

- ②平成15年度から、社会保険関係者及び教育関係者で構成する「年金教育推進協議会」を各社会保険事務局に設置し、
 - ・教育委員会等との連携強化と地域や学校等の実情に応じた効果的な年金教育を実施するための体制を確保
 - ・「年金セミナー」を実施する年金広報専門員について、教育関係者との繋がりが深く、かつ、教育現場に精通した教育関係者等の人材を確保を実施。

- ③大学での年金教育の実施
 - ・大学生に対する公的年金制度への参加意識の醸成を図るため、平成17年度にモデル実施した大学での年金セミナーの結果を踏まえながら、18年度以降において全国展開を図る。

3 実施状況

	平成15年度 (実績)		平成16年度 (実績)		平成17年度 (実績)	
	学校数	割合 (%)	学校数	割合 (%)	学校数	割合 (%)
全国の中学・高校の学校数	16,584	100.0	16,531	100.0	16,453	100.0
教員を対象とした年金セミナー	7,464	45.0	9,189	55.6	12,095	73.5
生徒を対象とした年金セミナー	3,170	19.1	3,616	21.9	4,722	28.7
年金広報専門員が行うセミナー	1,263	7.6	1,578	9.6	2,190	13.3
教員が直接生徒に行う年金教育	1,907	11.5	2,038	12.3	2,532	15.4
年金広報専門員数	46県 132人 社保 0B49、学校 0B83		47県 160人 社保 0B52、学校 0B108		46県 170人 社保 0B44、学校 0B126	

注1) 学校数は、文部科学省発表の学校基本調査（各年度5月1日現在）の学校数である。

注2) 割合は、学校数（全国の中・高校数）に対する年金教育の率である。

注3) 年金広報専門員の委嘱人数は、各年度末現在の人数である。

年金相談及び年金個人情報提供の実施状況について

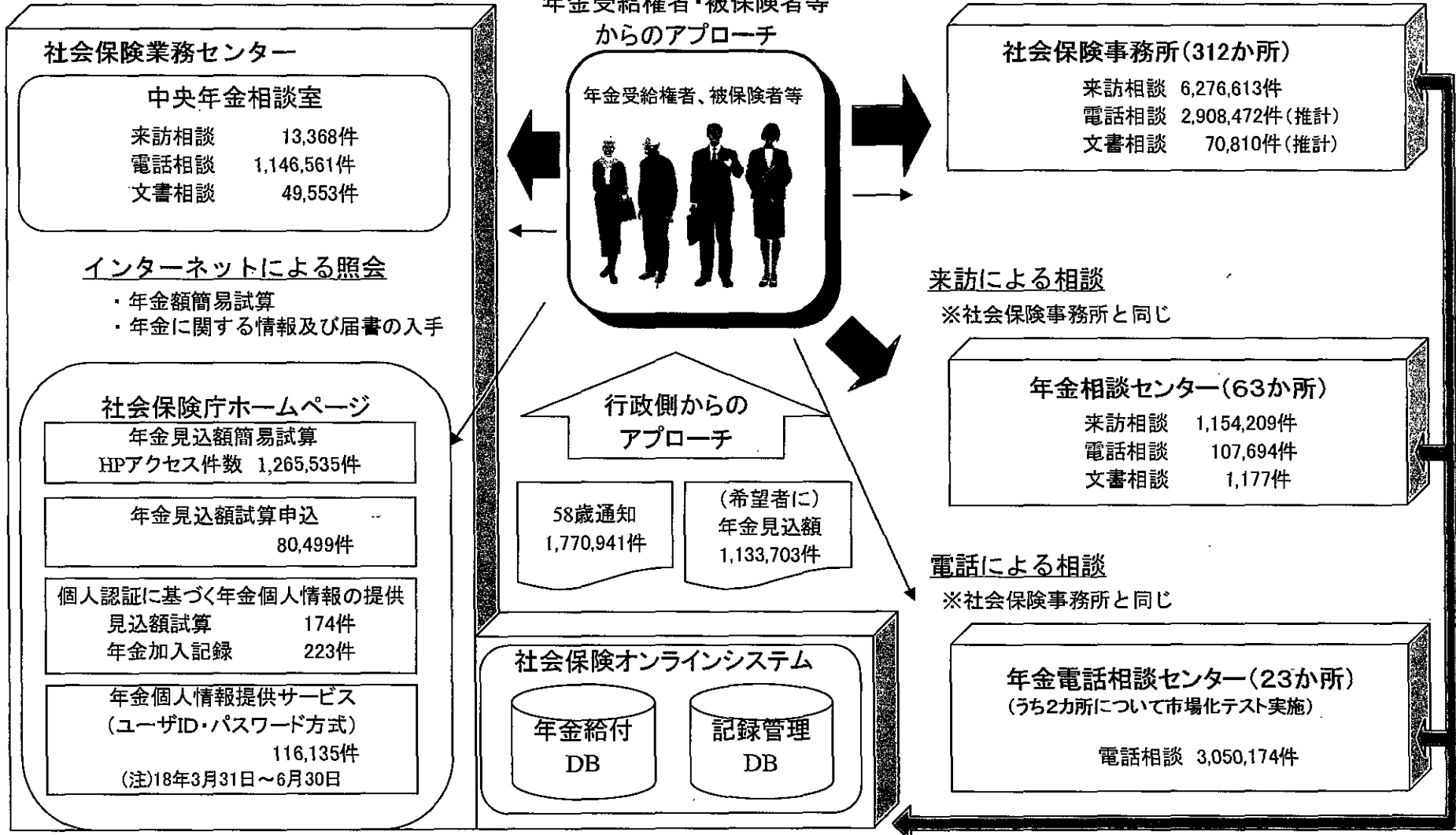
年金相談件数	14,778,631件
来訪	7,444,190件
電話	7,212,901件(推計)
文書	121,540件(推計)

来訪、電話、文書、ファクシミリによる相談

- 主として受給権者からの
- ・年金制度
 - ・年金受給額

来訪、電話、文書、ファクシミリによる相談

- ・年金制度
- ・年金の加入期間、見込額
- ・各種手続き



※相談件数等は平成17年度

オンライン

ねんきん定期便の概要について

保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報[※]を被保険者に分かりやすく通知する。(平成16年年金制度改革)

■対象者 国民年金、厚生年金の全ての被保険者

■通知内容

(1)全年齢共通の事項

①加入期間

- ・基礎年金(第1号、第2号、第3号被保険者期間)の加入月数、納付済月数
- ・厚生年金の加入月数

②これまでの加入実績に応じた年金見込額

③保険料の納付額(被保険者負担分)

(2)年齢に応じた事項

④35歳、45歳及び58歳の者には、加入履歴

⑤50歳以上の者には、現在の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額

⑥50歳未満の者には、年金額早見表

■送付周期 毎年、誕生月に送付

■実施時期 平成20年4月 ※ただし、一部について先行実施

ねんきん定期便の導入スケジュール

